

◎新潟県訓令第17号

本 庁
地 域 機 関

新潟県職員服務規程（昭和35年3月新潟県訓令第6号）の一部を次のように改正し、令和7年10月1日から実施する。

令和7年9月30日

新潟県知事 花 角 英 世

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（育児休業等） 第10条の3 （略） 2 育児休業規則第7条第1項に規定する部分休業承認請求書は、別記第6号様式の3によるものとし、<u>知事</u>に提出しなければならない。 3 育児休業規則第4条第2項（育児休業規則第6条<u>及び第8条</u>において準用する場合を含む。）に規定する養育状況変更届は、別記第6号様式の4によるものとし、育児休業又は育児短時間勤務の承認を受けている職員にあつては所属長を経由して知事に、部分休業の承認を受けている職員にあつては<u>知事</u>に提出しなければならない。 4～13 （略） 第6号様式の4（第10条の3関係） （略） 養育状況変更届 育児休業（育児短時間勤務・部分休業）に係る子の養育状況について変更が生じたので、職員の育児休業等に関する規則第4条第1項（第6条において準用する同規則第4条第1項・第8条において準用する同規則第4条第1項）の規定により届け出ます。 （略）	（育児休業等） 第10条の3 （略） 2 育児休業規則第7条第1項に規定する部分休業承認請求書は、別記第6号様式の3によるものとし、<u>所属長</u>に提出しなければならない。 3 育児休業規則第4条第2項（育児休業規則第6条において準用する場合を含む。）に規定する養育状況変更届は、別記第6号様式の4によるものとし、育児休業又は育児短時間勤務の承認を受けている職員にあつては所属長を経由して知事に、部分休業の承認を受けている職員にあつては<u>所属長</u>に提出しなければならない。 4～13 （略） 第6号様式の4（第10条の3関係） （略） 養育状況変更届 育児休業（育児短時間勤務・部分休業）に係る子の養育状況について変更が生じたので、職員の育児休業等に関する規則第4条第1項（第6条において準用する同規則第4条第1項・第8条において準用する同規則第6条において準用する同規則第4条第1項）の規定により届け出ます。 （略）

別記第6号様式の3を次のように改める。

第6号様式の3（第10条の3関係）

年 月 日

新潟県知事 様

所属名
職名 氏名

部 分 休 業 承 認 請 求 書

地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定により部分休業の承認を請求します。

申出対象 期間及び 内容	対象期間	年度		
	内 容	地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第2項 ☐ 第1号（1日につき2時間を超えない範囲内） ☐ 第2号（1年につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内）		
請求に係 る子	氏 名			
	続 柄 等			
	生年月日	年	月	日
請求期間 及び時間	第1号の 場合	期 間		時 間
		年 月 日から	☐ 毎 日	午前 時 分～ 時 分
		年 月 日まで	☐ その他（ ）	午後 時 分～ 時 分
		年 月 日から	☐ 毎 日	午前 時 分～ 時 分
	第2号の 場合	期 間		時 間
		年 月 日から 年 月 日まで		計 日相当の時間
備 考				

- 注 1 「内容」欄は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、申出内容を変更しなければ子の養育に著しい支障が生じると知事が認める事情がある場合に限り、年度途中に変更することができる。
- 2 請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類（申請に係る子の戸籍抄本、住民票の写し、母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し、養子縁組届受理証明書、家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書等）又はその写しを添付すること。